

## 特例監理技術者等の配置に係るQ&A

**Q 1 特例監理技術者とはどのような技術者を指しますか？**

A 1) 改正建設業法により、監理技術者補佐を工事現場に専任で配置した場合に、監理技術者は2つの現場まで兼務することが可能となりました。この場合の監理技術者が「特例監理技術者」です。

**Q 2 監理技術者補佐の資格要件を教えてください。**

A 2) 監理技術者補佐となるためには、主任技術者の資格を有する者（建設業法第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者）のうち一級の技術検定の第一次検定に合格した者（一級施工管理技士補）又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であることが必要となります。なお、監理技術者補佐として認められる業種は、主任技術者の資格を有する業種に限られます。

**Q 3 現場代理人は同一工事の特例監理技術者を兼務することができますか？**

A 3) 特例監理技術者は2つの現場を兼務しますが、この場合の現場代理人は専任となります。そのため、現場代理人と特例監理技術者の兼務はできません。

**Q 4 現場代理人は同一工事の監理技術者補佐を兼務することができますか？**

A 4) 同一工事であれば、現場代理人と監理技術者補佐は兼務することができます。なお、他の工事の監理技術者補佐とは兼務できません。

**Q 5 特例監理技術者を配置し、兼務する場合、必要な書類は何ですか？**

A 5) 兼務届、現場代理人等通知書をあわせて提出してください。また、特例監理技術者と監理技術者補佐の担う業務を施工計画書に記載し、提出してください。

**Q 6 兼務工事が市発注工事ではない場合、兼務が可能かどうかをどのように確認すればいいですか？**

A 6) 入札公告等の確認書類や発注機関の要領などを基に確認してください。また、確認ができない場合は、兼務届に記載している発注機関の監督員に確認してください。

**Q 7 民間工事と兼務することはできますか？**

A 7) 民間工事と兼務することはできません。国及び地方公共団体（埼玉県、さいたま市）が発注した工事のみ兼務が可能です。

**Q 8 兼務工事が竣工したため、新たに契約する別工事を兼務工事とすることはできますか？**

A 8) 特例監理技術者は、同時に2件まで兼務することができます。兼務工事同士の工期が重複しなければ、新たに契約する別工事を兼務することは可能です。

Q 9 現在、履行中の工事でも特例監理技術者を配置し、兼務することはできますか？

A 9) 改正建設業法の施行日である令和2年10月1日以降に公告又は指名通知をした工事については、配置要件及び兼務要件を満たしている場合、兼務することができます。

Q 10 要領にある「監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること」とは具体的にどのようにすればいいですか？

A 10) 施工計画書に特例監理技術者と監理技術者補佐が担う業務を明記してください。

Q 11 特例監理技術者を配置した場合、技術管理課へ専任確認は必要ですか？

A 11) 令和3年7月以降に契約する工事から、全ての工事について、技術者の専任確認は、工事発注課で行うことになりました。ただし、専任確認の際に不明な点がある場合には、技術管理課へお問合せください。また、特例監理技術者を配置した場合は、兼務届の写しを技術管理課に提出してください。

Q 12 特例監理技術者の配置を認めない場合に、入札公告等へ記載し明示することとなっていますが、どのような場合に認めないのですか？

A 12) 設計金額（税込）が3億円未満の工事であっても、例えば NETIS 登録の新技术などの一般的ではない工法を用いる場合や、工事の工種が多い場合など、工事難易度が高く、監理技術者が兼務することで、品質に影響を及ぼすことが懸念されるものについて、特例監理技術者の配置を認めないことができます。なお、この場合は、必ず入札公告等へ、明示してください。

Q 13 施工中の工事の監理技術者を特例監理技術者へ変更する場合、技術者の途中交代にあたりますか？

A 13) 監理技術者を特例監理技術者に変更する場合は技術者の途中交代にはあたりません。よって、技術者の途中交代理由に該当しなくとも、特例監理技術者へ変更することができます。